平成２７年（フ）第２１０号
東京都日野市東平山３丁目３番地の４シャンブルド日野306
債務者　山本　　幸
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４９３号
横浜市中区長者町２丁目５番地５　長者町ビジネスマンション818号室
債務者　荒瀬　義見
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３４号
東京都日野市大字日野406番地の22
債務者　沼崎　俊子
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月26日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３４号
長崎県佐世保市早苗町588番地14
債務者　加藤　健吾
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月19日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第４３号
長崎県佐世保市花高３丁目６番２－402号、前住所佐賀県武雄市武雄町大字富岡8343番地１　サンコーポⅡ102号
債務者　勝野ユキヱ
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月19日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１４１号
東京都町田市小山田桜台２丁目５番地　27―301
破産者　山下　俊基
1　決定年月日　平成27年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１５２号
埼玉県戸田市喜沢南１丁目４番17―132号
破産者　福田　敏二
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８９４号
埼玉県戸田市本町３丁目２番16号　ケイユーハイム203号室
破産者　佐藤　洋博
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１８６号
さいたま市南区大字大谷口2584番地３　ル．プラトー101、旧住所さいたま市南区大字大谷口5211番地　六番館401号
破産者　岸田　康二
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４８０号
大阪市東住吉区住道矢田１丁目29―１―１大阪府営上大和川住宅１階１号、開始決定時の住所大阪市平野区平野本町３丁目３番33号
破産者　綿谷　仁市
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３１４号
大阪府枚方市長尾元町７丁目74番10号
破産者　岩崎　正次
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４２３号
宮崎県都城市乙房町1684番地１　のぞみ住宅Ｂ棟、開始決定時大阪府枚方市東香里新町６番33号
破産者　川上　　博
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４２４号
大阪府枚方市甲斐田新町66番１―305号、開始決定時の住所大阪府枚方市東中振１丁目58番23号
破産者　川上　真司
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５５１号
大阪府吹田市古江台４丁目１番３―107号
破産者　中谷　敏勝
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４６６号
大阪府守口市東郷通３丁目11番25―317号
破産者　石原　貴志
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３号
秋田県由利本荘市平岫字大谷地34番地
破産者　工藤百合子
1　決定年月日　平成27年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部